

## 令和7年度山形県パスポート取得促進事業関係業務委託基本仕様書

## 1 事業名

令和7年度山形県パスポート取得促進事業関係業務（以下「本事業」という。）

## 2 業務委託の目的・概要

本事業は、本県と海外の相互交流を促進することを目的として、山形県民の新規パスポート取得経費の一部支援及び県民の海外旅行機運を高めるプロモーションを実施する。

当該業務の円滑な遂行のため、広報、申請受付、審査、取りまとめ、コールセンター運営等の事務処理全般を委託する。

## 3 委託期間

契約締結日から令和8年3月20日（金）まで

## 4 パスポート取得経費支援の内容

## (1) 対象者

次のすべての条件を満たし、且つ、公務による利用でない者。

- ・山形県内在住者
- ・令和7年4月1日（火）から令和8年2月下旬（※）までに新規発行されたパスポートを有する者

※具体的な日付は、発注者・受注者で協議の上、決定する。

- ・海外旅行を予定している者

## (2) 申請受付期間

令和7年6月上旬（※）から令和8年2月下旬（※）まで

※具体的な日付は、発注者・受注者で協議の上、決定する。

## (3) 支援方法

利用対象者からの申請に基づき、先着1,500名へ5,000円を支給。

（支給のための支援金原資7,500,000円は発注者が管理する。）

## 5 業務内容

以下（1）～（8）について、本事業の目的を達成し、最大限の効果を得られるよう各対応方法や体制等を提案すること。

## (1) 事務局の運営

- ・事務局を設置し、総合的に本事業全体を管理すること。

## (2) 事業の周知・広報

- ・本事業を広く周知するため広告物を作成すること。また、作成した広告物については、必要に応じて、各旅行会社・県内各旅券窓口へ郵送等により配布すること。
- ・申請者の混乱を生まないように、申請上限に達した際も速やかに周知すること。

## (3) 申請受付・審査・取りまとめ

- ・可能な限り申請者にとって分かりやすくかつ円滑に手続きを進められるよう、申請からの一連の業務フロー及び審査体制を整えること。

- ・ 支援金の支給にはQUOカードPayを活用し、受注者は、QUOカードPayのシステム上にて円滑な支給ができるよう申請者情報の取りまとめを行うこと。支援金原資の管理及び支給の作業は発注者が行う。
- (4) 問い合わせ対応
  - ・ 対象期間中、専用のコールセンターを設置し、本事業に係る利用者からの問い合わせに、充分かつ誠実に対応できる体制を確保すること。
- (5) 県民の海外旅行機運を高めるプロモーションの実施
  - ・ 県民の海外旅行に対する関心・意欲を高めるためのプロモーションを提案・実施すること。
- (6) アンケート調査の実施
  - ・ 今後の県民の海外旅行促進に関する施策の参考とするため、申請者に対して予定している渡航先や海外旅行に対する意識等の調査を実施すること。
- (7) 情報セキュリティの確保
  - ・ 個人情報の取扱いに係るセキュリティ体制の確保に万全を期すこと。
- (8) 業務報告
  - ・ 本事業の実施状況について、毎月取りまとめを行い、翌月15日までに発注者へ報告すること。
  - ・ 本事業全体の事業実施結果報告書を令和8年3月20日までに発注者へ提出すること。

## 6 留意事項

- (1) 本業務の内容の決定及び遂行にあたり、受注者は発注者と十分に協議・調整を行うこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項で事業実施にあたり必要とされる業務が発生した場合及び本仕様書に定める内容に疑義が生じた場合は、発注者、受注者で協議の上、対応方法を決定する。
- (3) 社会情勢等の影響により実施が困難な内容が生じた場合、発注者、受注者で協議の上、対応方法を決定すること。
- (4) 本業務の再委託については、その業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記のうえ、事前に書面にて報告し、あらかじめ発注者の承諾を得た場合に限り、当該業務の一部について行うことができる。再委託先は次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。
  - ・ 受注者が業務の作業につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
  - ・ 再委託先社が山形県の入札参加業者適格者名簿における指名停止期間中で無いこと。
- (5) 受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、個人情報への不正アクセス防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (6) 受注者（再委託をした場合の受託者を含む）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、山形県個人情報保護条例（平成12年10月13日山形県条例第62号）を遵守しなければならない。
- (7) 本事業に係る経理は、他の事業と区分するとともに、証拠書類を整理しておくこと。
- (8) 上記に関わる明示がない事項であっても社会通念上当然と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。